議員提出議案第４号

子どもの「生命を守られる権利」に基づく諸施策を
国及び県に求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第 13 条第２項の規定に基づき提出する。

令和８年９月 25 日

二宮町議会議長　前田　憲一郎　様

提出者　二宮町議会議員　一　石　洋　子
賛成者　同　小　林　幸　子
同　同　小　笠　原　陶　子
同　同　古　谷　健　司

〔提案理由〕
子どもの「生命を守られる権利」に基づく諸施策を国及び県に求める意見書を提出するために提案する。

子どもの「生命を守られる権利」に基づく諸施策を国及び県に求める意見書

子どもの権利条約批准後、30 年が経つ。国内法が施行され、子どもの視点に立った司令塔として子どもに関する省庁が設置され、諸施策が進められている。そして、３つめの柱として、子どもコミッショナー、子どもオンブズマン制度といった子どもの権利擁護機関の設置が待たれる。

また、現在、声を上げられない子どもの生きる家庭、地域、保育、教育の現場については、状況を深く把握し、今後の施策につなげる調査の必要性を感じている。

日本の小中高生の自殺者数は、2025 年に、1980 年以降最多を更新した。いじめ認知件数、不登校児童生徒数も過去最多を更新中である。日本の子どもたちの精神的幸福度の極端な低さが報告されている。国連は、これまで数回にわたり、「社会の競争的な性格により、子ども時代と発達が害されることなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置をとること」を勧告している。

日本では高度成長期から、公害病、アレルギーなどという「体のおかしさ」の拡大が指摘されてきた。さらに、1990 年代のバブル崩壊後は、子どもの貧困、格差、子育ての孤立化、若者のひきこもりが社会問題化し、心身の状態による異変も報告されている。

児童虐待防止にかかる法整備が進んでいるが、性的虐待を含む死に至る苛烈な事例が認知されない状況もある。子どもがすぐに駆け込める場所が必要であり、調査・分析にあたっては専門性と迅速な対応が求められる。

不登校児童生徒が増え続けていることについて、文部科学省は、コロナ禍の影響も含め、多様な個別の事情に言及している。社会の変化が子どもに強く影響することから、未来に向けて現状のあらゆるリスクを把握し、子どもにとって最も良い施策を公が施行するため、十分な調査が必要である。これは、人権条約の本旨に基づくものである。

子宮頸がんワクチン以来、新種のワクチンの副反応を含めた影響についてのリスクコミュニケーションが、子どもの生命が守られる権利の保障のためには、重要だ。そのためには、自由で公正なエビデンスの提供と、それらに基づく予防戦略が求められる。

以上の理由から、二宮町議会として子どもの「生命を守られる権利」の体現に必要な以下の項目を要望する。

① 子ども一人ひとりがアクセスできるよう、子どもコミッショナーや子どもオンブズマンなど地域の権利擁護体制の充実
② 性的虐待を受けた子どもたちを受入れ、遅滞なく関係機関の対応ができるワンストップケア支援センターの拡充
③ チャイルド・デス・レビュー（子どもの死亡の全例報告と検証制度）の確立
④ 子どもたちの成育環境の科学的な検証成果を生かし、子どもの生命にとって最も良い保育、療育、教育施策を推進すること
⑤ 子宮頸がんワクチンなど新種のワクチンの健康被害を訴える子どもたちについて、原因究明と必要な支援をすすめること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和８年９月 25 日

提出先
衆議院議長　森　英介
参議院議長　関口　昌一
内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井　比早之
文部科学大臣　関　芳弘
厚生労働大臣　上野　賢一郎
内閣府特命担当大臣（こども政策）　中司　宏
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）山下　貴司
神奈川県知事　黒岩　祐治

神奈川県中郡二宮町議会議長　前田　憲一郎